

平 25 福個答申第 2 号
平成 25 年 8 月 28 日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 2 月 7 日付け教指指第 712-1 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 72 号

「当方が依頼した、担当教諭から私の娘に対しての謝罪の場における、その内容を確認できる書類」の非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「当方が依頼した、担当教諭から私の娘に対しての謝罪の場における、その内容を確認できる書類」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由に行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成 24 年 10 月 18 日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 平成 24 年 10 月 9 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「H○年○月○日(水) 19:00～及び H●年●月●日(木) 18:00～、当方が依頼した『担任（H□年度）教諭から、私の娘に対しての謝罪の場（校長・市教委主事 2 名同席）』におけるその内容を確認できる書類の公開（娘から申し出のあった某英語教諭の長期間にわたるカンニング容認行為の事案も含めて）」（表現を一部補正）

② 平成 24 年 10 月 18 日、実施機関は、本件個人情報について、文書を作成していないため保有していないことを理由として、条例第 24 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

③ 平成 25 年 1 月 8 日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 義務教育である市立中○学年の 1 年間、担任教諭による娘に対する様々な言動については、軽易なこととは考えられず、看過できない事案である。

② 担任教諭へ、娘に対する様々な言動について、謝罪を含めた回答を求めたが、未だに明確な説明をされていない。また、当方が依頼した謝罪の場が「時間切

れ」という形で中途半端に終わっている。「時間切れ」であったのであれば、その後、文書で対応して頂きたい。

- ③ 実施機関から提示された「弁明意見書」の「処分庁が本件処分を行うに至った理由」は、記載方法が抽象的で、毎回ほぼ同様の文言で表現されていることに、疑問を感じる。
- ④ 保護者からの相談については、件数及び内容が軽易なものが多いため、「文書」ではなく「口頭」で行うという趣旨が、おおむねの主張だと解釈している。保護者から教育委員会へ持ち込まれる相談について、多くの場合は、当該学校側による「放置」や「不適切・不十分な対応」の延長線上にあるのではないかと。
- ⑤ 「文書」を残さないことが最優先として目的化しており、学校側・教育委員会共に、事実関係のつじつまがあわない事案に関しては、説明責任を回避するために、「文書」では対応しないとも受け取れる。
- ⑥ 今回の件が、実施機関が主張する「内容が軽易なもの」との判断が妥当なのか、今一度検討して頂きたい。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 25 年 6 月 5 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 「福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則」第 6 条では、処理に係る事案が軽微なものであるときは、事案の処理に係る意思決定及び報告を、公文書を作成せずに行うことができる旨が規定されている。

学校指導課では、文書により報告を行うか否かについては、案件の内容等を考慮の上、同課において決定している。保護者からの相談や意見、要望等については電話や来庁を含め、多い日では一日に数十件となるなど件数も多く、内容も軽易なものが多いことから、報告にあたっては担当者から上司に口頭で行う場合がほとんどであり、文書によることはまれである。

また、実施機関では、学校に対して、このような保護者との個々の話し合いの内容や結果を逐一文書で記録・報告することを求めている。

- ② 本件についても、協議終了後、同席した学校指導課の主任指導主事は、その内容を上司に口頭で報告し、本件の処理を完了したものであり、口頭による報告したことにより職務上支障は生じていない。保護者との協議の報告についての本件のような取扱いは、日常的なものであり、文書では行っていない。また、学校長も、本件協議について特に公文書は作成していない。
- ③ また、主任指導主事が同席したことについては、審査請求人と学校との関係修復の一助として、話し合いの円滑な進行を目的としたものであり、同席したこと

をもって公文書の作成義務が生じるものではない。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第 2 条第 3 号）。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、かつ、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第 2 条第 2 号）。

(3) 公文書の作成義務について

公文書の作成については、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 13 号。以下「公文書管理規則」という。）第 6 条第 1 項本文に「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定され、ただし書に「処理に係る事案が軽微なものであるとき」、「意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」はこの限りでない、と規定されている。このうち、「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合であると解される。

(4) 本件個人情報について

本件個人情報は、審査請求人の申し出により、平成〇年〇月〇日及び●月●日の 2 度にわたって設けられた話し合いについての記録と解されるが、実施機関は当該個人情報に係る公文書を作成していないため保有していないことを理由に本件処分を行っている。

そこで、当審議会では、本件個人情報の存否等について検討する。

(5) 本件個人情報に係る公文書が作成されなかった経緯について

はじめに、本件個人情報の存否等を判断するにあたり、公文書が作成されなかった経緯について確認する。

ア 保護者からの相談や意見、要望等のやり取りに関する公文書作成の要否について、基準等を示したものはない。

イ 保護者とのやり取りの内容は様々で件数も多く、現場の教諭や校長が個々の事案に対応しており、その報告も文書ではなく口頭によるものがほとんどであり、本件についても同様の対応を行った。

ウ 審査請求人と学校との間には、本件以外にも多くの協議事案があり、個々の事案は教諭や校長が口頭で対応しており、本件は多くの事案のひとつであって、本件対応をもって審査請求人への最終対応とは考えていなかった。

エ 本件は卒業生に関わる事案であり、在校生の事案ではないため、職員会議の議題とはしなかった。

オ 学校指導課では、学校における保護者などからの苦情等について報告する場合、件数も多く内容も軽易なものが多いことから、担当者から上司に口頭で行う場合がほとんどであり、本件についても、協議に同席した主任指導主事は、公文書を作成する必要はないと判断し、協議を行った旨を上司に口頭で報告し、本件の処理を完了した。

カ 実施機関の説明は、概ね以上のとおりであり、当審議会としては、事実として確認できる。

(6) 本件個人情報の存否について

① まず、前記(5)の経緯を踏まえ、当審議会として、本件個人情報に関連する文書の存否について検証を行ったところ、校長の作成による審査請求人との協議に向けた事前の打合わせと実際の協議内容をまとめたメモ、及び同席した主任指導主事の作成による実際の協議内容をまとめたメモが認められた。

② 公文書の定義については前記(2)で述べたとおりであり、当該メモの公文書性について検証するため、当審議会において、メモを実際に見分し、実施機関の職員から、メモの体裁、記載内容、保管状況及び利用可能状況を聴取したところ、いずれのメモも職員個人の備忘録として作成されたものであり、作成した職員の個人的検討段階を離れて実施機関の組織において職務上必要なものとして利用・保存されている状態にはなく、公文書性を備えているとは認められなかった。

③ 以上のことから、本件個人情報について公文書を作成しなかったという判断の当否は別として、実際に本件に係る公文書が作成されていなかったとの説明に不自然、不合理な点はなく、事実として首肯することができ、本件個人情報については存在しないものといわざるを得ない。

(7) 本件個人情報に係る公文書の作成の要否について

そのうえで、そもそも本件個人情報に係る公文書を作成すべきであったかどうかについて検討すると、次のとおりである。

① 実施機関において、保護者等からの相談や意見、要望等のやり取りに係る公文書作成の要否について具体的な判断基準はない。また、教育現場で対応する事案は件数も多く、その内容も様々である。さらに、生徒や保護者との信頼関係の構築の問題にも深く関わることであり、事案の解決に向けては現場の教諭や校長による教育的な配慮も踏まえた判断に委ねられる局面も多く想定される。これらのことから、すべての事案において公文書の作成が必要であるというのは現実的ではなく、公文書作成の要否の判断は、各学校や担当課の裁量に委ねられているといえる。

- ② 本件においては、事案の解決に向けて主任指導主事が同席するなど組織的な対応を要する案件として、学校指導課や学校での確な情報共有が必要な状況にあったと推測されることや、今後も継続して対応する可能性があったことなどを斟酌すると、公文書として協議録等を作成するという選択肢もあったのではないかと、という点では議論の余地があり得るところである。
- ③ しかし、前記①のとおり、公文書作成の要否の判断は各学校や担当課の裁量に委ねられているところ、本件に関して公文書を作成しなくとも職務上支障はない、とした実施機関の判断については、前記(5)の経緯からみても、公文書作成の要否に係る裁量に逸脱・濫用があったとは認められない。
- ④ 当審議会としては、「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書の作成により行う」としている公文書管理規則の趣旨に鑑み、今後、公文書作成の要否に係る基本的な考え方について、実施機関として改めて検討・整理することが望ましいと考える。

(8) その他の主張について

なお、審査請求人は、その他にも種々主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」とおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年 2月 7日	実施機関から諮問
平成25年 3月19日	実施機関から弁明意見書を受理
平成25年 5月 8日	審査請求人から反論意見書を受理
平成25年 5月15日 (第132回不服申立て部会)	審議
平成25年 6月 5日 (第133回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成25年 6月19日 (第134回不服申立て部会)	審議
平成25年 7月24日 (第136回不服申立て部会)	審議